

2017 シーズン奈良クラブソシオ会員規約

第1条【本規約の範囲】

本規約は、NPO法人奈良クラブ(以下「当クラブ」)が運営する奈良クラブソシオ(以下「ソシオ」)に関して、第4条に定める会員(以下会員)による利用の一切に適用されるものとします。

第2条【本規約の発効】

本規約は、入会希望者本人が所定の事項を入力し、当クラブへ申込書を送信した時点より効力が生じるものとします

第3条【本規約の変更】

当クラブは、所定の方法にて会員へ通知することにより、会員の了承を得ることなく本規約を変更、追加、廃止する事が出来るものとします。変更後の規約につきましては、当クラブが別途定める特別な場合を除いて、オンライン上に表示した時点より効力を発揮するものとします。

第4条【会員】

会員は本規約を承認のうえ、所定の申込手続きを経て、所定の会費を納めた方とします。

※18歳未満の場合は、保護者の同意を必要とします。(申込を行った時点で、保護者の同意を得たものとみなします。)

第5条【目的】

当クラブはスポーツ、文化活動を通じて奈良の地域貢献、発展、活性化を図る目的で作られ、会員はその一員としてクラブの活動をサポートし、共にクラブの発展、奈良の発展のために尽力します。

第6条【入会方法】

会員規約をご承諾の上、当クラブ所定の方法により、入会申し込み及び当クラブ所定の会費のお支払いをされ、当クラブが審査の上入会を承諾した方を正式に会員とします。

第7条【会員証】

1. 当クラブは会員に対し、当クラブが発行する会員証を当該会員の有効期間内に供与します。
2. 会員証は会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与、または担保提供などすることは出来ません。
3. 会員証は原則として再発行されません。ただし、会員本人の名義変更、または会員証の紛失、盗難、事故による毀損等で使用不可能になった場合は、当クラブ所定の手続きにより再発行されます。
4. 会員本人の住所変更等が発生した場合は、速やかに当クラブへ届け出るものとします。届け出がない場合に生じた問題については、当クラブは何ら責任を負わないものとします。

第8条【会員特典】

1. 会員は当クラブが設定する各種特典について、当クラブが指定する方法により受けることができます。
2. 各種特典について、追加、変更が生じた場合は、当クラブ所定の方法で会員に通知するものとします。

第9条【有効期間】

1. 会員の資格を取得した者の有効期間は、年会費の入金が確認された日から2018年1月31日までとします。

第10条【年会費】

1. 当クラブにおける年会費は以下の通りです。下記金額には全て消費税等が含まれます。

【ゴールドソシオ】

■2017年2月1日より2018年1月31日までの加入:50,000円

【シルバースシオ】

■2017年2月1日より2018年1月31日までの加入:25,000円

【ソシオ】

■2017年2月1日より2017年4月30日までの加入:6,000円

■2017年5月1日より2017年7月31日までの加入:4,500円

■2017年8月1日より2017年10月31日加入 :9,000円(次年度分6,000円含む)

■2017年11月1日より2018年1月31日加入 :7,500円(次年度分6,000円含む)

ただし、2月2日以降に入会する者は、入会日から翌年1月31日まで会員資格があるものとする。

第11条【支払い方法】

会員は、利用料、その他の債務を当クラブが承認した以下のいずれかの方法で履行するものとします。尚、当クラブは原則的に入金に対しての領収書は発行しないものとし、振込の控えを領収書と替えさせていただきます。

1. 銀行振込

当クラブ指定銀行口座へご入金頂くものとします。支払時に要する手数料、その他の費用は利用者にご負担頂きます。

2. 銀行振替

当クラブ指定銀行口座へご入金頂くものとします。支払時に要する手数料、その他の費用は必要ありません。

第12条【退会】

1. 会員は有効期間内でも、本規約を解除し退会することができます。この場合会員は、当クラブ所定の方法により、退会を届け出るものとします。ただし、この場合、支払済みの年会費等について、当クラブは当該会員に対して返還の義務を一切負わないものと

し、また、当該会員が未使用であった特典の使用も中止されるものとします。

2. 有効期間終了とともに退会する場合は、前項に準じた届け出を行うものとします。

第13条【強制退会】

会員が以下の事由のいずれかに該当した場合や、当クラブより一定の期限を定めた改善通知、若しくは催告を受けたにも関わらずその事由が改善されない場合、当クラブは当該会員への事前の通知、承諾なく、直ちに退会させることが出来るものとします。

- A. 当該会員が本規約に違反した場合
- B. 当該会員の入会申込書の記載内容に重大な虚偽があった場合
- C. 当該会員の社会的信用が著しく低下した場合
- D. その他、当クラブが当該会員を会員として不適格と判断した場合

第14条【情報の管理】

やむを得ない事由により設備が故障した場合、情報が消失する可能性があることを会員は予め承諾するものとし、当クラブに登録した情報に対しては、当クラブシステムの故障による消失を防止するために必要な措置をとるものとします。又、当クラブは、当該規約及び運営上の点から不適当と判断した情報について、掲載停止又は削除することが許されます。但し、当クラブが当該情報を掲載停止又は削除をする義務を負うものではありません。

第15条【会員データの守秘義務】

当クラブは、会員や会員以外の第三者に対し、公開されるプロフィールやデータ以外の個人情報、提出書類、その他利用に係る情報を開示及び漏洩しないものとし、証明書類等は当クラブの限られたスタッフのみが閲覧可能な体制をとるものとします。但し、以下の場合においては情報を開示出来るものとします。

- 1. 会員の同意を得た上で開示する場合。
- 2. 裁判所の命令、法令に基づく強制的な処分、その他、裁判所及び行政の判断に従い開示する場合。
- 3. 金融機関等に対し、当クラブへの金銭債務の支払及び回収に必要な範囲においての情報を開示する場合。

第16条【免責事項】

当クラブは以下の事項に関して責任を負わないものとします。

- 1. 当クラブを通じて提供される情報に関し、その完全性、正確性、適用性、有用性において、当クラブは一切の責任や保証を負わないものとします。
- 2. 会員の蓄積した情報等が、本人の削除以外の形で消失したり、他者により改ざんされた場合、当クラブは技術的に可能な範囲で情報の復旧に努めるものとし、この消失又は改ざんにより生じた一切の損害賠償義務は免れるものとします。
- 3. 会員と他の会員、或いは第三者との間で紛争が生じた場合、会員は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当クラブに損害を与えないものとします。但し、会員の申し出があった場合、当クラブはしかるべき助言、若しくは仲介の手続きを行うものとします。
- 4. 当クラブの活動に起因して生じた会員間又は第三者との紛争、交流・交際におけるトラブル、その他個人的な問題が発生した場合、当クラブは一切関知しないものとします。

第17条【附則項目の追加】

当クラブは、本規約に対し、必要に応じて自由に附則項目を追加する事が出来るものとします。

NPO 法人奈良クラブ

OFFICE:630-8144 奈良市東九条町 1112-1 中川政七商店内

TEL:0742-93-3815 FAX:0742-93-3816